

川崎市告示第185号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設局土木管理部管理課において、平成22年 3 月31日から平成22年 4 月14日まで一般の縦覧に供します。

平成22年 3 月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路線名及び区域変更区間等

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	久 末 第98号線	川崎市高津区久末1660番 2 先 ----- 川崎市高津区久末1662番 2 先	5.40	27.78	
新	久 末 第98号線	川崎市高津区久末1660番 7 先 ----- 川崎市高津区久末1660番 5 先	7.10 ～ 7.19	27.78	

川崎市告示第186号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年 3 月31日から開始します。

その関係図面は、建設局土木管理部管理課において、平成22年 3 月31日から平成22年 4 月14日まで一般の縦覧に供します。

平成22年 3 月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
久 末 第 9 8 号 線	川崎市高津区久末1660番 7 先 ----- 川崎市高津区久末1660番 5 先	

川崎市告示第187号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年 3 月31日から開始します。

その関係図面は、建設局土木管理部管理課において、平成22年 3 月31日から平成22年 4 月14日まで一般の縦覧に供します。

平成22年 3 月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
扇 町 川 崎 停 車 場	川崎市川崎区浜町 4 丁目 1 番16先 ----- 川崎市川崎区浜町 4 丁目 1 番 1 先	

川崎市告示第188号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設局土木管理部管理課において、平成22年 3 月31日から平成22年 4 月14日まで一般の縦覧に供します。

平成22年 3 月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路線名及び区域変更区間等

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	菅 仙 谷 第95号線	川崎市麻生区細山 6 丁目349番102先 ----- 川崎市麻生区細山 6 丁目349番102先	18.47 ～ 20.24	11.36	
新	菅 仙 谷 第95号線	川崎市麻生区細山 6 丁目349番102先 ----- 川崎市麻生区細山 6 丁目349番102先	17.74 ～ 17.97	11.36	
旧	細 山 第244号線	川崎市麻生区細山 6 丁目349番102先 ----- 川崎市麻生区細山 6 丁目349番102先	6.00	2.64	隅きり部
新	細 山 第244号線	川崎市麻生区細山 6 丁目349番102先 ----- 川崎市麻生区細山 6 丁目349番102先	6.00	2.64	

公 告

川崎市公告第126号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第73条第 1 項の規定により、有馬 4 丁目地区建築協定を平成22年 3 月16日付けで認可したので、法第73条第 2 項の規定により公告します。

なお、この協定書は、川崎市まちづくり局計画部景観・まちづくり支援課において一般の縦覧に供します。

平成22年 3 月16日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 協定区域
川崎市宮前区有馬 4 丁目10番 4 ほか24筆（別紙）

2 建築物に関する基準

建築物の敷地、用途又は形態は、次に定める基準によらなければならない。

- (1) 第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域内の建築物の用途は、次に定めるものとする。

ア 一戸建ての住宅

イ アに定める住宅で、延べ面積の二分の一以上を居住の用に供し、かつ、次に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）

① 事務所

② 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

③ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

ウ アに定める住宅で、診療所（患者の入院施設を有するもの及び獣医院を除く。）の用途を兼ねるもの

エ ア、イ及びウの建築物に附属するもの

- (2) 第一種住居地域内の建築物の用途は、次に定めるものとする。

ア 一戸建ての住宅

イ アに定める住宅で、次に掲げる用途を併用するもの

① 事務所

② 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

③ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

④ 診療所（患者の入院施設を有するもの及び獣医院を除く。）

ウ ア及びイの建築物に附属するもの

- (3) 敷地の分割は、できないものとする。

- (4) 敷地の地盤面の変更は、できないものとする。ただし、自動車車庫の設置若しくは撤去又は築庭のための切土若しくは盛土による変更については、この限りではない。

- (5) 敷地の境界壁は、ブロック塀その他これらに類する構造のものは極力避け、生垣、フェンスその他これらに類する開放性、通風性のあるものとする。

3 協定認可申請代表者

川崎市宮前区有馬 4-14-5

有馬 4 丁目地区建築協定運営委員会委員長 中村 惇

有馬四丁目地区建築協定 区域図

